

最高裁秘書第1345号

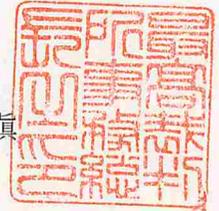
令和3年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年4月6日付け（同月7日受付，第030073号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成18年3月17日付け最高裁総一第000348号事務総長依命通達「公益通報に関する事務の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

公益通報に関する事務の取扱いについて

平成18年3月17日総一第000348号高等裁判
所長官，地方，家庭裁判所長，最高裁判所事務総
局局課長，司法研修所長，裁判所職員総合研修所
長，最高裁判所図書館長あて事務総長依命通達

改正 令和3年2月25日総一第166号

公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）
第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下同じ。）に関する事務の取扱いにつ
いて，下記のとおり定めましたので，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 公益通報の処理

1 公益通報の受付等

- (1) 最高裁判所事務総局総務局第一課及び高等裁判所事務局総務課に，公益通
報を受け付けるとともに，公益通報に関連する相談に応じるための窓口（以
下，最高裁判所事務総局総務局第一課に置くものを「最高裁公益通報・相談
窓口」といい，高等裁判所事務局総務課に置くものを「高裁公益通報・相談
窓口」といい，これらを合わせて「公益通報・相談窓口」と総称する。）を
置く。
- (2) 公益通報・相談窓口以外の部署に対し公益通報がされたときは，当該部署
は，最高裁判所にあつては最高裁公益通報・相談窓口，高等裁判所にあつ
ては当該高等裁判所の高裁公益通報・相談窓口，地方裁判所，家庭裁判所
及び簡易裁判所にあつてはその所在地を管轄する高等裁判所の高裁公益通報

・相談窓口は、当該公益通報を送付する。

(3) 公益通報・相談窓口は、最高裁判所事務総局総務局長（以下「総務局長」という。）に対し、受け付けた公益通報を送付する。

2 局課等の長への送付

総務局長は、1の(3)の定めにより送付を受けた公益通報の内容が通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）に関するものでない場合、その他公益通報として受理することが相当でないことが明らかでない場合を除き、通報対象事実又はこれに関連する事務を所管する最高裁判所事務総局の局若しくは課、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは最高裁判所図書館又は下級裁判所の長（以下「局課等の長」という。）に対し、当該公益通報を送付する。ただし、当該局課等の長において3の(1)に定める調査又は同(2)に定める是正措置等を適切に行うことができないおそれがあるなど当該局課等の長に公益通報を送付することが適当でないときは、適当と認められる局課等の長に公益通報を送付することができる。

3 局課等の長のとるべき措置

(1) 調査の実施等

ア 2の定めによる送付を受けた局課等の長は、必要な調査を行う。

イ 2の定めによる送付を受けた局課等の長は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、速やかに総務局長に報告する。

(2) 是正措置等の実施等

ア 2の定めによる送付を受けた局課等の長は、(1)のアの調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

イ 2の定めによる送付を受けた局課等の長は、是正措置等をとったときは

その内容を、是正措置等をとらないときはその旨及び理由を、速やかに総務局長に報告する。

4 公益通報者への通知

総務局長は、3の(1)のイ又は同(2)のイの定めによる報告を受けたときは、公益通報者（法第2条第2項に規定する公益通報者をいう。以下同じ。）に対し、当該報告の内容を書面で通知する。

第2 公益通報者等の保護

公益通報者又は公益通報に関連する相談をした者に対し、当該公益通報又は当該相談をしたことを理由として、免職その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3 その他

この通達に定めるもののほか、公益通報に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 記

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（令和3.2.25総一第166号）

この通達は、令和3年7月1日から実施する。